

京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）Q&A集

1. 交付対象世帯について

番号	Q	A												
①	事前申出（エントリー）時は未就学児でしたが、交付申請時は未就学児ではなくなります。その場合は対象になりませんか。	<p>事前申出（エントリー）日が基準となりますので、交付申請日に未就学児でなくなった場合も対象になります。</p> <p>■未就学児の年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>生まれた日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月1日～令和9年3月31日</td> <td>令和2年4月2日以降</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日～令和10年3月31日</td> <td>令和3年4月2日以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）交付申請日の期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>交付申請日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年4月1日～令和9年3月31日</td> <td>令和9年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日～令和10年3月31日</td> <td>令和10年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	事前申出（エントリー）日	生まれた日	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和2年4月2日以降	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和3年4月2日以降	事前申出（エントリー）日	交付申請日	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年12月31日まで	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年12月31日まで
事前申出（エントリー）日	生まれた日													
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和2年4月2日以降													
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和3年4月2日以降													
事前申出（エントリー）日	交付申請日													
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年12月31日まで													
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年12月31日まで													
②	父子・母子家庭でも対象ですか。	対象です。												
③	親の年齢制限・所得制限はありますか。	ありません。												
④	申出者が単身赴任をしています。京都に戻る場合、市外からの転入にあたりますか。	世帯単位での判断になりますので、単身赴任の場合は、妻と子（世帯）の居住地で判断します。												
⑤	夫婦の共有名義で、それぞれ500万以上支払った場合、ふたりとも対象になりますか。	<p>本応援金は、世帯に対して交付されるものですので、夫婦それぞれに交付されるわけではありません。応援金の申請手続きは、住宅購入の契約者が行うこととなります。共有名義の場合は、ご夫婦のいずれか一方の方が代表で申請を行ってください。</p> <p>※「500万円以上の売買契約額」という要件については、世帯単位で判断します。この場合の世帯とは、申請者となりえる親と未就学児で構成された世帯を指します。そのため、例えば親の親（祖父母）と共同名義で購入し、祖父母が支払った分を、この応援金の対象となる売買金額に含めることはできません。</p>												
⑥	地域活動とは、具体的にどのようなことですか。	京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動を指しており、代表的な活動としては、自治会・町内会等への加入やお祭りや地藏盆等の親睦行事、環境や美化の取組、防犯や防災の取組があります。												

2-1. 交付要件（交付対象住宅）について

番号	Q	A
①	親族から相続又は贈与された住宅は対象になりますか。	対象になりません。
②	店舗付き住宅は対象になりますか。	対象になります。 ただし、個人名義で購入した場合に限ります。また、リフォーム工事は、住宅部分の工事を行ってください。
③	賃貸契約で居住している住宅を、賃貸人（家主）から購入する場合、交付対象になりますか。	対象として判断します。 ※転居が発生しませんが、応援金の趣旨を勘案し、市長が特に認めるものと判断します。
④	5年以内に引っ越した場合は、応援金の返還対象になりますか。	応援金交付日から5年以内に交付対象住宅から引っ越した場合、応援金の返還対象になります。 本応援金は、子育て世帯の本市への定住・移住を促進することを目的としており、長期的な居住を前提としているため、5年間の居住・所有義務を課しています。 転勤等のやむを得ない事情がある場合は、事前にご相談ください。

2-2. 交付要件（リフォーム工事）について

番号	Q	A
①	リフォーム工事の金額要件はありますか。	住環境の改善のために行う工事であれば、金額要件はありません。
②	住環境の改善のために行う工事とは、具体的にどのような工事ですか。	例えば、水まわりの設備交換や住宅内の修繕、耐震化・省エネ化の改修工事などが該当します。また、既存住宅と一体の増築工事も対象になります。 ただし、申請者と市内工事施工者間でリフォーム工事に係る契約（契約書や注文書・請書）を交わしていただく必要があります。 ※取付等の工事が発生しない単なる備品の購入や部品の交換・設置（鍵の交換、照明器具の交換など）、敷地やガレージの造成、門・塀、独立した物置・カーポート等の住宅外の部分に当たる外構工事、店舗併用住宅の店舗部分のみを対象とした工事は対象外とします。 ※改修補助金を利用したリフォーム工事も対象になります。
③	DIYで修繕したものでも対象になりますか。	自分で修繕した場合は、対象になりません。
④	分譲マンションのリフォーム工事は対象ですか。	居住部分（専有部分）について行ったリフォーム工事は対象になります。共用部分は対象になりません。
⑤	店舗等の用途を兼ねる住宅のリフォーム工事は対象ですか。	住戸部分の工事のみが対象です。
⑥	施工事業者は、市内に事業所があればいいですか。	市内に本社機能を有する事業所がある事業者が対象であり、市外に本社がある場合は対象になりません。
⑦	なぜ、リフォーム工事の施工者は市内事業者に限っているのですか。	主に地域経済の活性化と持続的な発展を目指すためです。 市内の住宅価格の高騰に伴い、リフォーム工事施工者が滋賀や大阪などの市場性の高い地域へ流出する傾向にあると聞き及んでいること、また、地域経済の活性化及び雇用の創出、地域コミュニティの維持・発展等のためには、市内の中小事業者の持続的な成長が不可欠であると考えています。
⑧	元請が市外事業者の場合、下請け事業者が市内事業者ならいいのですか。	本応援金の申請は、応援金の性格上、対象者本人にさせていただくこととしています。工事業者が市内業者であるかどうかについては、交付申請の際に提出いただく、 ①リフォーム工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し ②契約した工事の費用を払ったことがわかる書類の写し で確認することとしており、その書類では、下請業者に市内業者が入っているかどうかの確認ができないことから、原則、工事契約の相手方が市内業者であることを求めています。 ※申請者を通じて、元請業者と下請業者との契約関係が分かる書類（上記①②と同等の書類）が出せるのであれば検討しますので、事前に御相談ください。
⑨	リフォーム工事前に転居（住みながらのリフォーム工事）をしてもいいのですか。	リフォーム工事と転居（住民票の異動）の時期は前後しても構いません。 ただし、住宅の売買契約日以降で、リフォーム工事の契約前かつ転居前に、事前申出（エントリー）をしていただく必要があります。

3. 加算要件について

番号	Q	A
①	京町家等かどうかは何を見れば分かりますか。	京町家等かどうかは、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物であるかどうかで判断します。登記簿謄本又は閉鎖謄本に建築年月日が記載されています。それでも不明であり、他に証明できる書類があればご相談ください。
②	管理計画認定マンションはどこで調べられますか。	京すまいの情報ひろば又は（公財）マンション管理センターのHPから確認できます。 ■京すまいの情報ひろばのHP ■（公財）マンション管理センターのHP
③	市外に一年以上住んでいたことを示す書類例の「戸籍の附票」「住民票の除票」はどこで手にはいりますか。	各書類の取得場所と内容については、以下のとおりです。 【戸籍の附票】 ・取得場所：本籍地の市町村で請求できます。 ・内容：戸籍が作成された時点からの住所の異動履歴が記録されています。 【住民票の除票】 ・取得場所：現在の住民登録を行う前の市町村で請求できます。 ・内容：転出等により除かれた住民票の記録で、除かれてから通常5年間保存されています。 ※結婚等で戸籍が変わっている場合、現在の戸籍の附票に以前の住所履歴が記載されていないことがありますのでご注意ください。その場合は、以前の戸籍の附票も併せて請求する必要があります。
④	事前申出（エントリー）後に妊娠が分かり、子どもが増える予定です。交付予定額を変更できますか。	変更できません。交付申請までに、変更の申出を行ってください。 ※交付申請後は変更できません。
⑤	事前申出（エントリー）後に購入したマンションが管理計画認定マンションになりました。交付予定額を変更できますか。	変更できません。交付申請までに、変更の申出を行ってください。 ※交付申請後は変更できません。
⑥	事前申出（エントリー）後に市外要件の1年が経過しました。交付予定額を変更できますか。	変更できません。事前申出（エントリー）時点で判断します。

4. その他

番号	Q	A
①	インターネット以外でも申請できますか。	基本的にはインターネットでの申請をお願いしています。インターネットでの申請が難しい場合は、事務局までご相談ください。
②	申請者は夫婦どちらでもよいですか。	応援金の申請手続きは、住宅購入の契約者が行うこととなります。共有名義の場合は、ご夫婦のいずれか一方の方が代表で申請を行ってください。また、500万円以上支払ったかどうかは、世帯（QA1-⑤と同じ）単位で判断します。
③	申請は申請者本人がしなければなりませんか。（代理申請の可否について）	<p>本応援金における申請は電子申請を原則としているため、電子申請によらない場合も含め、申請者ご本人が行うことになっています。仮に、入力作業を代理の方が行った場合でも、最終的な申請は、申請者ご本人からのものと見なします。郵送や持参による書類の提出も同様の扱いになります。</p> <p>※連絡は全て申請者の方に行います。電話番号やメールアドレスが事業者のものになっている場合は、申請を差し戻す可能性がありますのでご注意ください。</p>
④	メールアドレスが変更になりました。変更の手続きが必要ですか。	<p>変更になった場合は、必ず変更の申出及びGrafferアカウントに登録したメールアドレスの変更を行ってください。</p> <p>■Grafferアカウントに登録したメールアドレスの変更の仕方</p>
⑤	交付申請後、応援金が交付（入金）されるまでどれくらいかかりますか。	書類の不備等がなければ、1.5～2カ月程度です。申請の混み具合によっては、遅れる場合がありますので、ご了承ください。